

(仮称)「奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(素案)」に対する

意見募集(パブリックコメント)の結果について

このことについて、結果をとりまとめましたのでご報告いたします。

寄せられたご意見等の概要、ご意見等に対する奈良市の考え方は下記のとおりです。

なお、お寄せいただいたご意見は、趣旨を損なわない範囲で一部要約している部分があります。

また、類似の内容はまとめて記載し、個人や団体を特定又は類推できる情報は削除しました。

意見募集期間	令和元年11月1日から12月16日まで
意見提出件数	7人(団体含む) 24件
結果公表日	令和元年12月27日
担当課	環境部 廃棄物対策課 電話：0742-71-3001 FAX：0742-71-1621 Mail： haikibutsutaisaku@city.nara.lg.jp

主な意見の内容と本市の考え方

項目	ご意見等の概要	奈良市の考え方
埋立て等の規制の対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電パネル設置のための埋め立てによる土砂災害を防止すること。 ・ 「無秩序なメガソーラー等の太陽光発電設備の設置に伴い発生した土砂」の持ち込みも禁止すべき。 ・ 太陽光発電設備の設置により、土地の形質変更による防災機能の低下、自然環境・生活環境の悪化、景観や眺望の阻害等の問題が起こっており、これを防止することをこの条例に含め問題の発生を防ぐ。 ・ 近年増加している太陽光発電（特にメガソーラー）設置の際の無秩序な掘削や盛土・造成などについても、本条例が適用されるように項目追加することを強く要望します。 	<p>○本条例の目的は、埋立て等について必要な規制を行うことにより、災害の防止及び生活環境の保全に資することです。</p> <p>したがって、太陽光発電事業はもちろん、その他の事業においても、本条例の対象となる埋立て等の行為であれば、規制の対象です。</p>
許可の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発面積を 500 m²単位で規制すること。 ・ 盛土の高さ等も規制すること。 ・ 3000 m²以上の埋立て等については、ひとたび崩落等の災害や土壌汚染が発生すると影響が大きくなると考えられることから、埋立て等を適切に行うに足りる資格、保証金、保証人を 	<p>○許可を要する規模として、災害が発生すればその影響が大きくなると考えられる規模の埋立て等を規制対象とするという考え方のもと、条例案の規模要件を 500 m²以上かつ高さ 1 mを超えるものとしています。</p> <p>○3000 m²以上の埋立て等において求める資格、保証金、保証人は努力義務ではなく許可の基準としています。</p>

	<p>定めること。(災害発生時に極めて重要内容であり、素案の求めるでは努力義務と認識され実効性がない)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残土の成分を詳しく精査し浮遊物質汚濁等河川水路流入防止策として精度ある完成度の高い設備設置を義務とすること。 ・申請手続きの際に提出する内容に、「埋立て等に使用する土砂の発生場所」も含め、不良土砂等による埋立てを防止する。 	<p>○許可の構造上の基準として、沈砂池その他の施設を設けるよう定めています。</p> <p>○許可に係る埋立て等においては、使用する土砂等の採取場所と土壌基準適合性の証明を義務付けています。</p>
<p>周辺地域住民への周知</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「許可しようとする者は、周辺住民に対して説明会の開催等により必要な周知を行うこと」としているが、「周知」だけではなく「周辺住民の同意が必須」とすべき。 ・災害が起きれば被害を受けるのは隣接者・下流域等の者、自治会であるので、その者の同意を得るようにして頂きたい。 ・埋立て等に係る土地所有者等の同意及び住民への周知に関し、地域住民への説明会の開催（必須）と、同意をとる地域範囲を隣接地域のみだけでなく被害が想定される地域まで含める等、明記すること。 ・埋立ての周知については、地域住民への説明会を必ず開催し、同意をとる範囲は被害が影響すると想定される地域まで行うこと。 	<p>○周辺地域住民への周知規定の目的は、埋立て等を行う者に対し説明責任を義務付けることにあります。このため同意を要求しなくとも、説明会等によりその責任は充足されるものと考えます。</p> <p>本条例は埋立て等そのものを否定するものではなく、「埋立て等について必要な規制を行うことにより、災害の防止及び生活環境の保全に資すること」を目的としています。この目的は埋立て等の開始時に要求される同意ではなく、許可における各種基準、検査、届出義務の遵守と、違反者に対する厳正な対処により担保されるものと考えています。</p> <p>○許可に係る埋立て等においては周辺住民への周知を義務付けています。周知の方法として基本的には説明会を想定していますが、周辺住民の状況等に応じて合理的な方法がとられ</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・行政による現地立入確認と自治会説明を義務と定めてもらいたい。 	<p>るべきであると考えます。</p> <p>○行政による現場立入権限については、条例内に定めています。</p>
欠格要件	<ul style="list-style-type: none"> ・条例等に違反した事業者をブラックリスト化し、処罰は民事ではなく刑法で裁いて頂きたい。 	<p>○一定の違反行為をした者を一定期間欠格とし、許可をしません。違反行為には条例上罰則を設け、刑事罰を科すこととしています。</p>
景観	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで大切にしてきた景観、自然環境を守るために、たとえ遠く離れた場所でも景観に影響する場合もあり、生活環境の保全という意味でも埋立てにより周辺の景観が損なわれないように配慮することを明記すること。 	<p>○景観、自然環境を損ねるといった問題については他法令において対処すべき問題であると考えています。</p>
経過措置	<ul style="list-style-type: none"> ・現に許可が必要となる行為が行われている物件において、条例が遡及適用されるようにして頂きたい。 	<p>○不利益不遡及の原則により、施行前の行為について直接適用することは困難ですが、条例施行後にも引き続き行われている行為であって、本条例の対象となるものである場合には規制が及ぶこととなります。</p>
放射性物質	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質による汚染土の搬入を規制すること。 	<p>○放射性物質に汚染された土壌等は他法令において対処すべき問題であると考えています。</p>
他法令	<ul style="list-style-type: none"> ・森林法もさらに厳しく規制し、罰則規定も考慮して頂きたい。 	<p>○法内容と罰則について市は言及する立場にありません。</p> <p>なお、本条例は森林法を含む既存法令による規制が困難である行為を含め条例により規制しようとするものです。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市を事業主として、行政が産業廃棄物及び残土処分を山間の土地を利用して実施してはどうか。 	<p>○ご意見等は今後の参考にさせていただきます。</p>